

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 攻

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「767人」を「756人」に、「225人」を「226人」に、「992人」を「982人」に、「1,626人」を「1,637人」に、「127人」を「123人」に、「1,753人」を「1,760人」に、「352人」を「349人」に、「2,745人」を「2,742人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。